

# 協会けんぽ香川支部からのお知らせ

## 平成30年3月分(4月納付分)から、保険料率が改定されます

※任意継続被保険者の方は、平成30年4月分の保険料から変更になります。

○健康保険料率

【香川支部】

現行
10.24%



平成30年3月分～
10.23%



平成30年度は保険料率が高い方から  
 ・全国で5番目(前年度は2番目)  
 ・四国では2番目(前年度は1番)  
 となりました。  
 平成30年度の全国平均は10.00%で  
 香川支部は依然として高い水準です。

○介護保険料率

【全国一律】

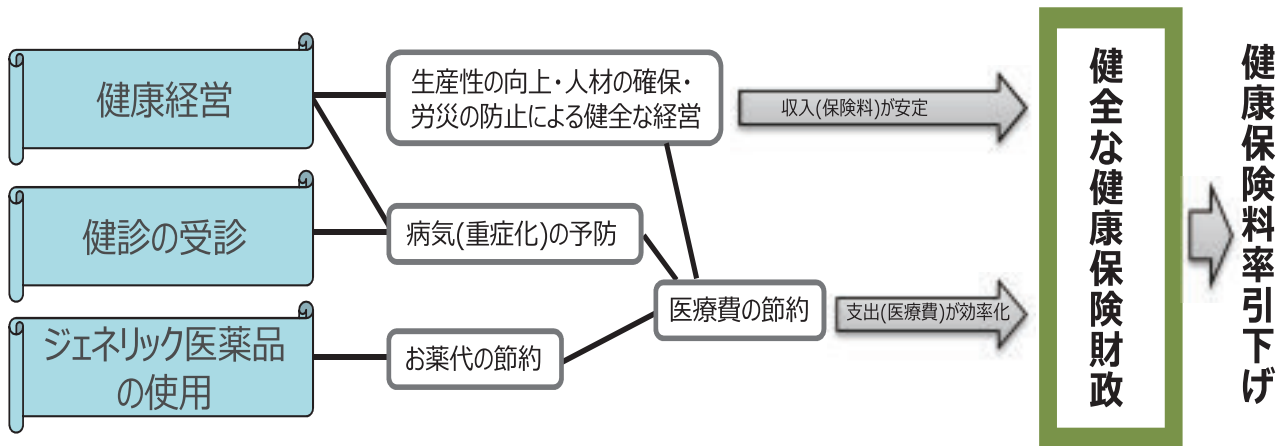
現行
1.65%



平成30年3月分～
1.57%

介護保険料は40歳～64歳までの方  
 (介護保険第2号被保険者)にご負担いた  
 だくものです。

## あなたができる健康保険に良いこと



全国健康保険協会 香川支部  
 協会けんぽ

【お問い合わせ先】  
 087-811-0570(代表)

中小企業主・小規模事業者の皆さまへ

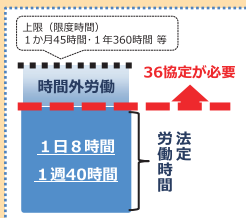
### サブロク協定をご存知ですか？

時間外労働を行うには、サブロク(36)協定が必要です。

時間外労働を行う場合には、予め、使用者と従業員の代表の方<sup>(※)</sup>が36協定を締結し、その協定を労働基準監督署へ届け出ることが必要です。

(※) 具体的には、  
 ①従業員の過半数で組織する労働組合(過半数組合)がある場合は、その労働組合  
 ②過半数組合がない場合は、従業員の過半数を代表する方

【参考】  
 ◆時間外労働の上限は、厚生労働大臣告示において、1か月45時間、1年360時間等とされています。(これを「限度時間」と言います。)  
 ※ただし、特別条項を締結すれば、年間6か月まで、限度時間を超過して労働させることができます。  
 ◆ただし、労働時間を延長する場合には、その時間をできる限り短くするよう努めなければなりません。



36協定を結ばないまま法定労働時間を超過した労働(残業)が行われる場合も見受けられますが、これは法令上問題があります。  
 36協定を締結し、労働基準監督署へ届け出ていただくようお願いいたします。

農業とあわせて加工・販売などの6次産業化に取り組む皆さまへ

### ご存知ですか？ ～労働基準法の適用について～

農業において労働者を雇う場合は労働基準法が適用されます。適用される規定は、農業だけ営む場合と6次産業化の場合で異なる場合がありますので、注意が必要です。

加工・販売などにも取り組む場合は、労働時間等の規定が適用される場合があります。

ご不明な点がございましたら、最寄りの労働基準監督署までお気軽にご相談下さい。